

## 教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理（県立学校の一部臨時休業の延長について）

県立学校教育課

### 1 概要

県立学校における一部臨時休業について、教育委員会会議を開催する時間的余裕がなかったことから、令和2年8月14日に沖縄県教育委員会の議決事項及び教育長に委任する事項等に関する規則第7条第1項の規定に基づき、教育長による臨時代理により決定したので、同条第2項の規定により報告する。

### 2 一部臨時休業及び分散登校の理由等

- (1) 新型コロナウイルス感染症に係る警戒レベルが第4段階に引き上げられ、県独自の緊急事態宣言も令和2年8月29日まで延長されたことから、高校3年生を除く、県立学校の一部臨時休業の延長を通知した。
- (2) 一部の高校では、地域の感染レベルを踏まえ、学校における感染のリスクを可能な限り低減しつつ、高校1、2年生の分散登校を実施した。

### 3 一部臨時休業及び分散登校の対象や実施期間等

#### (1) 臨時休業対象校

##### ア 県立高等学校

辺土名高校、北山高校、本部高校、名護高校、北部農林高校、名護商工高校、久米島高校、宮古高校、伊良部高校、宮古工業、宮古総合実業高校、八重山高校、八重山農林高校、八重山商工高校を除く県立高等学校の1、2年生を臨時休業とする。

高校3年生は、これまで通り、原則、時差登校並びに短縮授業とする。

##### イ 県立特別支援学校は原則、全学年臨時休業とする。

##### ウ 県立中学校は全学年臨時休業とする。

#### (2) 分散登校対象校等

読谷高校、嘉手納高校（1、2年生）

#### (3) 実施期間

臨時休業及び分散登校の実施期間は、令和2年8月17日(月)から8月23日(日)までの間とする。

8月24日以降の対応については、今後の感染状況に応じて、必要な措置を講ずる。

※ 小中学校については、設置者である市町村教育委員会へ県の対応を周知するとともに、地域や学校の実情を踏まえ、適切に対応するよう依頼した。

### 4 添付資料

- (1) 県立学校における一部臨時休業の取扱について（通知）
- (2) 県立学校における地域の感染レベルに応じた感染症対策と臨時休業中の家庭における感染症対策等について（令和2年8月14日時点）

教 県 第 7 5 9 号  
令和 2 年 8 月 1 4 日

各 県 立 学 校 長 殿

沖 縄 県 教 育 委 員 会  
教 育 長 金 城 弘 昌  
(公 印 省 略)

### 県立学校の一部臨時休業の取扱いについて（通知）

みだしのことについて、令和 2 年 8 月 1 0 日付け教 県 第 7 4 4 号により、高校 3 年生を除き、県立学校を一部臨時休業とする旨通知したところですが、警戒レベルが第 4 段階に引き上げられたことから、一部臨時休業を継続します。ただし、一部の学校においては、地域の感染レベルを踏まえ、学校における感染のリスクを可能な限り低減しつつ、下記のとおり、高校 1、2 年生の分散登校を実施します。

については、職員、児童生徒、保護者へ周知の上、対応をお願いします。

なお、県においては緊急事態宣言が 8 月 2 9 日まで延長されたことを踏まえ、各学校においては、引き続き、万全の感染防止対策を講じていただきますようお願いいたします。

また、8 月 2 4 日以降の対応については、改めて通知いたします。

### 記

#### 1 一部臨時休業及び分散登校の実施期間

令和 2 年 8 月 1 7 日(月)～令和 2 年 8 月 2 3 日(日)

#### 2 一部臨時休業の対象等

(1) 県立高等学校は 1、2 年生（下記※に記す高校を除く）とする。

高校 3 年生は、これまで通り、原則、時差登校並びに短縮授業とする。

(2) 県立特別支援学校は原則、全学年とする。

(3) 県立中学校は全学年とする。

※通常登校となる学校

辺土名高校、北山高校、本部高校、名護高校、北部農林高校、名護商工高校、久米島高校、宮古高校、伊良部高校、宮古工業高校、宮古総合実業高校、八重山高校、八重山農林高校、八重山商工高校

#### 3 分散登校の対象校等

読谷高校、嘉手納高校（1、2 年生）

#### 4 臨時休業の対象となる幼児児童生徒への対応

##### (1) 登校日の設定

臨時休業期間中に1回程度の登校日を設定すること。その場合、各学年の登校日が重ならないよう工夫するなど、感染症対策を講じること。

##### (2) 学習指導の支援

休業中の幼児児童生徒に対しては、教科書及び副教材等に基づく家庭学習を課し、学習の継続を図ること。

##### (3) 幼児児童生徒の心のケア

休業期間中の幼児児童生徒が心理的なストレスを抱えていることも考えられることから、登校日は、学級担任や養護教諭を中心に健康観察を行い、幼児児童生徒の状況を的確に把握するとともに、必要に応じて個別の健康相談の実施やスクールカウンセラー等による支援を行うなどして、心の健康問題に適切に対応すること。

#### 5 特別支援学校の幼児児童生徒の対応

障害のある幼児児童生徒が日常的に利用している放課後等デイサービスが、利用できなくなる可能性を想定し、その対応を検討すること。その際、多くの幼児児童生徒が同じ場所に長時間集まることのないよう、必要な対策を行ったうえで、幼児児童生徒の居場所の確保に努めること。

#### 6 その他

健康に不安がある幼児児童生徒や保護者から登校しない旨の申し出があった場合には、事情を聞いた上で出席停止扱いにするなど、柔軟に対応すること。

#### ※ 留意事項

健康観察を継続し、幼児児童生徒に風邪症状がある場合は登校しないよう、指導するとともに、同居家族に発熱など風邪症状がある場合も登校を控えるよう、保護者等に依頼すること。尚、その場合は、出席停止扱いとすること。

各市町村教育委員会教育長 }  
各 県 立 学 校 学 校 長 } 殿  
各 教 育 事 務 所 長 }

沖縄県教育委員会  
教育長 金城 弘昌  
(公印省略)

県立学校における地域の感染レベルに応じた感染症対策と臨時休業中の  
家庭における感染症対策等について (令和 2 年 8 月 14 日時点)

平素より、学校における感染症対策の推進に御理解と御協力をいただき感謝申し上げます。  
令和 2 年 8 月 13 日の沖縄県新型コロナウイルス感染症対策本部において、本県の警戒レベル  
が第 4 段階に引き上げられました。

県教育委員会としましては、これまでも児童生徒等の生活圏や通学圏の流行状況を踏まえて  
地域の感染レベルを決定していることから、本日時点の地域の感染レベルは下記のとおりとし  
ます。

については、各学校においては、「県立学校における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン (令  
和 2 年 7 月 21 日版)」に基づく、適切な学校運営及び感染症対策をお願いいたします。

なお、今後、状況に変化があった場合は、対応の変更等、改めて通知します。

市町村教育委員会及び教育事務所におかれましては、本件について御承知おきください。

記

【地域の感染レベルについて】

令和 2 年 8 月 14 日時点の県立学校の地域の感染レベルは下記のとおりとします。

※ 学校運営については、県立学校教育課から発出される文書 (教県第 759 号令和 2 年 8 月  
14 日付け) を御確認ください。

※ レベル 3 [2]・3 [1]・2 [2] の学校における部活動等 (早朝練習、自主練習を含む) につい  
ては、当面の間、控えてください。

| 地域の感染<br>レベル     | 県立学校名   |
|------------------|---|
| レベル 3 [2]<br>37校 | 宜野座・那覇国際・首里・首里東・那覇・真和志・小禄・那覇西・沖工<br>那商・泊・那覇特・浦添・陽明・浦工・那工・浦商・大平特・陽明高支<br>鏡が丘特・鏡特浦分・豊見城・豊見城南・南農・糸満・沖水・西崎特・開邦<br>南風原・沖直・南風原高支・開邦中・向陽・南工・南商・島尻特・や高支 |
| レベル 3 [1]<br>27校 | 石川・前原・与勝・具志川・中農・具商・沖高特・中農高支・与勝緑中<br>美里・コザ・球陽・美来工・美工・美咲特・泡瀬特・球陽中・普天間<br>宜野湾・中商・北谷・北中城・沖ろう・美咲はなさき・西原・森川特・知念                                       |
| レベル 2 [2]<br>2校  | 読谷・嘉手納  |
| レベル 2 [1]<br>18校 | 辺土名・名護・北農・名商工・名護特・桜野特・北山・本部・宮古・伊良部<br>宮工・宮総・宮古特・八重山・八農・八商工・八重山特・久米島   |

【臨時休業時の家庭における感染症対策等について】

臨時休業期間中は、幼児児童生徒の健康管理や感染症対策は主に家庭が行うこととなります。  
各学校においては、家庭において健康管理や感染症対策が適切に実施されるよう、実施方法等  
について、周知をお願いいたします。

また、御家庭に対して、臨時休業期間中においても、「幼児児童生徒が感染者と診断された」、「発  
熱等の風邪症状があり感染が疑われ保健所等に検査を指示された」、または、「濃厚接触者に特定され  
た」場合は、すみやかに学校へ御連絡いただく旨、依頼しておくようお願いいたします。

また、各学校は、幼児児童生徒の健康状況等の把握に努め、必要に応じて適切な対応をお願い  
します。

【レベル 2 以上の地域の出席停止の取扱について】 (別紙 1-1 参照)

同居の家族に発熱等の風邪症状が見られる者は、学校保健安全法第 19 条により、出席停止と  
して取り扱う。(同居の家族に症状がなくなれば登校可能)

担 当 教育庁保健体育課健康体育班 大城めぐみ  
電 話 098-866-2726 F A X 098-862-0472  
E-mail ooshrome@pref.okinawa.lg.jp